

一般財団法人武蔵野市開発公社吉祥寺デッキ事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）がふれあいデッキこもれびの一部（以下、「吉祥寺デッキ」という。）を貸し出す事業（以下、「吉祥寺デッキ事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第2条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番16号内の吉祥寺デッキにおいて吉祥寺デッキ事業を行うこととする。

（使用内容）

第3条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業として、公社理事長（以下、「理事長」という。）が認める内容について、別表1で指定した範囲で吉祥寺デッキを使用することができる。

（休止期間）

第4条 吉祥寺デッキ事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中、又は理事長が指定する期間とする。

（使用申請）

第5条 吉祥寺デッキの使用を希望する者は、別表2の記載事項を公社の指定した方法で、理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第6条 理事長は、第5条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、吉祥寺デッキの使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第7条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表3に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 理事長は、別表4に定める使用者について、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用許可）

第 9 条 第 7 条の規定により、使用料の納付が認められた場合には、吉祥寺デッキ使用許可証を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定による吉祥寺デッキ使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第 11 条 使用者が使用の中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して 31 日以上前 使用料の 100 分の 100
- (2) その使用する日から起算して公社の 1 営業日前 使用料の 100 分の 50
- (3) 使用日当日 返還なし

付 則

この要領は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

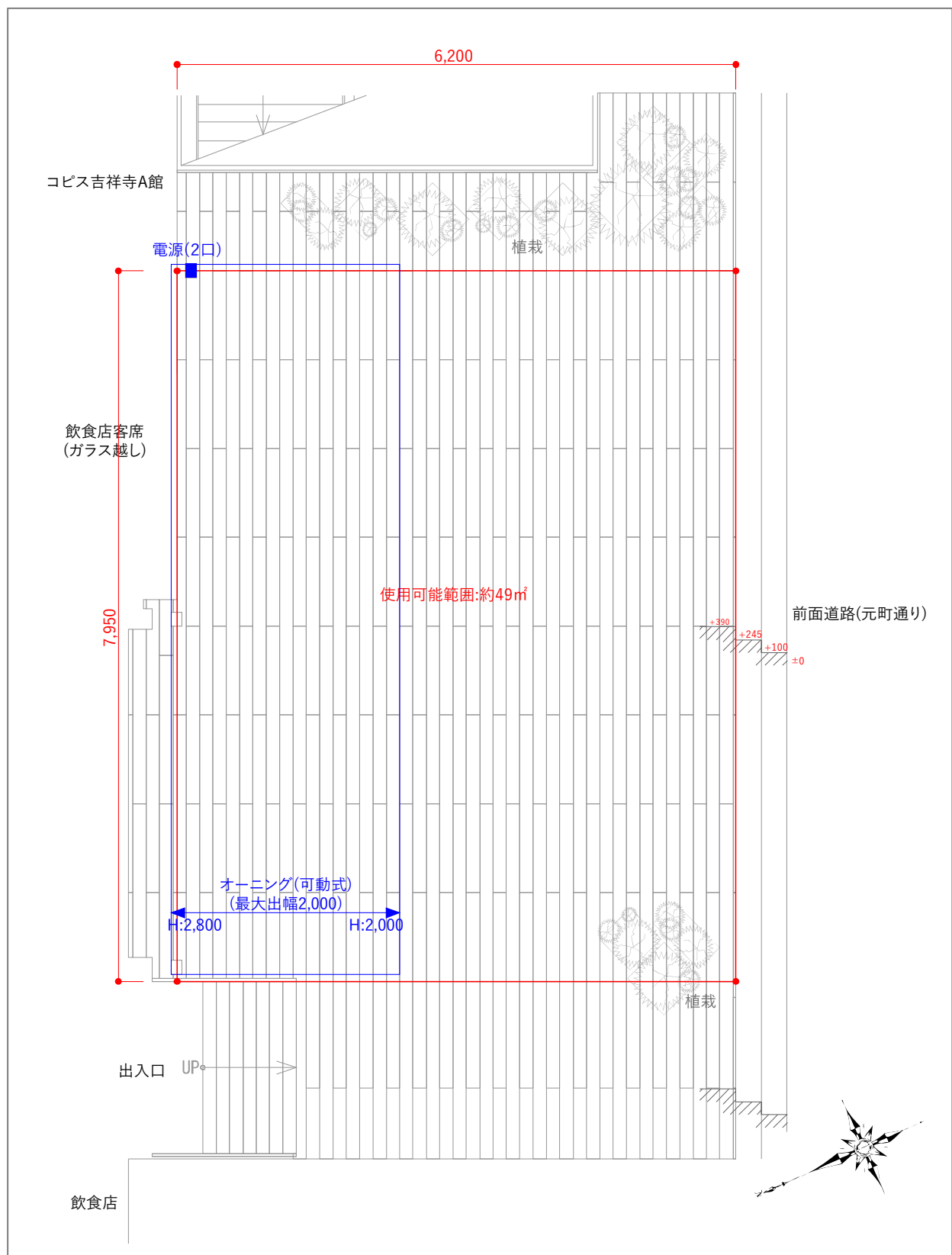
付 則

この要領は令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

付 則

この要領は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 3 条 関 係）



別表 2（第 5 条 関係）

申請情報	備考
使用時間帯	実際の使用時間
使用区分	新規またはリピーター
事業形態	法人または個人事業主及びそれ以外
事業者名	企業名または屋号 会社概要または個人事業主登録情報
所在地	郵便番号及び住所
使用者	使用者氏名または業務執行者氏名
連絡先	電話番号及びメールアドレス
使用目的	小売業、イベント、展示の区分 使用詳細及び事業概要

別表 3（第 7 条 関係）

消費税等含む

使用区分	日中（9～17 時）	夜間（18～22 時）
平日	66,000 円	33,000 円
土日祝日	132,000 円	66,000 円

別表 4（第 8 条 関係）

対象	減免条件
1 武蔵野市が主催又は共催する事業 2 一般財団法人武蔵野市開発公社を除く、武蔵野市財政援助出資団体指導事務要綱細則に規定された団体及び、以下の団体が主催する事業 (1) 一般社団法人武蔵野市観光機構 (2) 武蔵野商工会議所 (3) 武蔵野市商店会連合会 (4) 吉祥寺活性化協議会 (5) 武蔵野市・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額減額
3 コピス吉祥寺が主催する事業 4 一般財団法人武蔵野市開発公社減免検討委員会にて承認した事業	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額減額又は免除